

令和 2 年度第 3 回
清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会

■ 議事要旨 ■

日 時：令和 2 年 11 月 24 日(火) 15 時～

場 所：コミュニティプラザひまわり 会議室4

出欠席

※敬称略

		所 属
出席	石井 久恵	一般公募市民
欠席	今井 幸子	清瀬市民生委員・児童委員協議会
出席	大島 千帆	埼玉県立大学 准教授
出席	木元 祥恭	一般公募市民
出席	国眼 眞理子	認知症家族会 ゆりの会
出席	○ 小滝 一幸	社会福祉法人東京聖労院 常務理事
欠席	島田 尚範	一般社団法人東京都清瀬市歯科医師会 監事
出席	◎ 下垣 光	日本社会事業大学 教授
出席	土屋 テル子	一般公募市民
出席	中島 美知子	一般社団法人清瀬市医師会 理事
欠席	中原 輝子	清瀬市シニアクラブ連合会 副会長
欠席	中村 美紀	訪問看護ステーションあゆみ 管理者
出席	羽田 ゆかり	きよせ清雅地域包括支援センター センター長
出席	星野 孝彦	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 事務局次長
出席	村上 真	救世軍恵泉ホーム・ケアハウスいずみ 施設長
出席	山口 政子	一般公募市民

◎委員長 ○副委員長

事務局：八巻健康福祉部長、矢ヶ崎包括ケア・健康推進担当部長、伊藤地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課 上垣福祉総務係長、森田地域包括支援センター係長、藤村高齢支援課長、高齢支援課 遠田管理係長、山口介護サービス係長、岸高齢福祉係長、管理係 廣澤

地域計画(株)：福田

1. 開会

事務局

定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第3回清瀬市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会を開催します。

それでは次第に従い会議を進めさせていただきます。

2. 配布資料の確認

3. 事務局より報告

・今後のスケジュール

パブリックコメントの実施

期間:令和2年12月21日～令和3年1月12日(予定)

市民説明会(清瀬市健康センター)

実施日:12月26日

第4回評価策定委員会(最終案提示予定)

実施日:令和3年1月27日

4. 議事

- ・第2回評価策定委員会の議事報告
- ・高齢者保健福祉計画(案)
- ・第8期介護保険事業計画(案)

委員長

「第2回評価策定委員会の議事報告」について事務局より説明をお願いします。

事務局

①について報告させていただきます。

要支援要介護認定を受けていない後期高齢者の人数は、今年の9月末の時点で7,895名で全体の3分の2の方が受けておりません。

続きまして、地域包括支援センター別の入所者数ですが清瀬市地域包括支援センター27名、きよせ社協地域包括支援センター50名、きよせ信愛地域包括支援センター202名、きよせ清雅地域包括支援センター95名となります。

報告事項としては以上となります。議事報告の意見、質問等はこのあとの計画(案)説明の後にまとめてお願いします。

委員長

次に、「高齢者保健福祉計画(案)」についてお願いします。

事務局

それでは、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について、説明をさせていただきます。資料「清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ、「第1章 計画の策定にあたって」でございます。本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年や、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年を見据え、地域包括ケアシステムの深化と推進、及び介護保険制度の持続可能性の確保に向け、施策を総合的に実施していくために策定するものでございます。

ページを1枚おめくりいただき、2ページと3ページですが、こちらは前回の委員会にて「第8期介護保険事業計画のポイント」としてお示ししたものを、「介護保険制度の見直しにより市に求められていること」として整理し、計画に落とし込んだものとなっております。

4ページの「計画の位置づけ」、5ページの「計画の期間」は、現計画に準拠した内容としております。

次に6ページ「計画策定の体制」ですが、(1)では昨年度実施しましたアンケート調査の概要を記載しております。(2)パブリックコメントは12月21日から1月12日の期間で実施、(3)市民説明会は12月26日に実施予定となっております、それぞれ実施後に概要を加えて記載したいと思います。

続きまして、資料7ページ 第2章では「市のこれまでの取組状況」として、今後の市の人口推計や地域包括支援センター別の人口及び高齢者人口、世帯の状況等を記載しております。10ページでは、人口推計を基に65歳以上の第1号被保険者の推移・推計を記載しておりますが、タイトルが「第1号被保険者及び要支援・要介護認知者の状況」となっておりますので、こちらは「第1号被保険者の状況」として修正をさせていただきます。申し訳ございません。

資料 1 1 ページでは見える化システムの将来推計より、今後の要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計を記載しております。こちらのグラフと、10 ページの第 1 号被保険者数の推移のグラフですが、先日の庁内会議において、令和 7 年度から令和 22 年度まで急に飛ぶと、途中の推移等がわからないとのご指摘をいただきましたので、次回までにはもう少し細かく分けたグラフに差し替えさせていただきます。

資料 1 2 ページでは、要支援・要介護認定者数及び認定率を年齢階層別に記載したグラフや、今後の推計をグラフで記載し、13 ページでは清瀬市と全国、東京都との比較を記載しております。

14 ページ以降は、地域包括支援センター別の要介護認定者の状況として、人数及び認定率等を示しております。

17 ページから 33 ページまでは、アンケート調査の結果として令和元年度に実施したアンケート調査の結果を記載しております。なお、全ての項目を記載するとかなりの量になってしまいますので、計画書に記載する項目としては、今年度の第 1 回目の委員会にて資料としてお示ししました概要版の項目を記載しようと考えております。

続きまして、資料 3 4 ページ「前期計画における取組の評価」として、今期の計画期間中に取り組んできた各施策の取組状況と、課題を記載しております。

続きまして、資料 4 1 ページの「第 3 章 基本理念・基本目標及び施策の体系」ですが、これまでの取組と課題を踏まえた上で、本市の高齢者を取り巻く課題や今期の計画との継続性を持たせ、引き続き「高齢者が住み慣れた地域で 尊厳あるその人らしい生活を送れるよう 健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念に掲げ、総合的に施策を推進していきたいと考えております。

次に、42 ページに記載しました 4 つの基本目標ですが、このうちの「1 住み慣れた地域で安心して暮らす」では、これまでの取組に加えて災害や感染症対策を行い、安心安全のまちづくりに取り組むこととしております。

次に、資料 4 4 ページ「3 施策の体系」では、本計画の基本理念や 4 つの基本目標と、基本目標の実現に向けて取り組む各施策の目標を記載しております。なお、前回の委員会にてご意見をいただきました「災害・感染症対策の充実」の本計画の位置付けについてですが、まず、地震や台風、大雨といった災害への対策については福祉避難所連絡会の開催や避難行動要支援者登録制度の呼びかけ等、今期の計画においても取り組んできました。感染症対策については新型コロナウイルスの収束が見えないなかで、次期計画の中でも重要な取組みであると認識しております。感染症対策の個別施策としては、「安心安全のまちづくり」のなかで必要な物資、衛生用品の供給や応援体制の構築を行う旨記載しておりますが、個別の施策以外にも、例えば介護予防

事業や健康づくり事業、各種検診や研修、会議などこれまで実施してきた事業等を今後も実施するにあたり、人が集まる事業では検温やマスク着用、アルコール消毒の徹底、研修や会議では動画配信やオンラインを活用した開催などが必要となってきます。こうした感染症対策はほぼ全ての施策に係ってくることから、敢えて施策の体系のおもてには出さず、各施策の実施にあたって感染症対策に取り組むこととしております。

資料４５ページ「第４章 高齢者保健福祉計画」では、基本目標１から３までの実現に向けた各施策の展開を、６１ページにかけて記載しております。ここでは、いくつかの施策をピックアップしてご説明させていただきます。

資料４５ページ、「生活支援サービスの充実」では、ひとり暮らしの高齢者が増える中、いかにして地域の支え合いから生活支援体制に繋がられるか、こうした課題に対応するため住民主体の訪問型、通所型サービスの立ち上げを支援し、地域ごとの生活支援体制の充実に努めます。

次に、４６ページ、「医療・介護の連携」につきましては、平成２７年度より「清瀬市医療介護連携推進協議会」での事業を進めており、今後も引き続き、医療従事者と介護従事者の連携が円滑に進むよう、研修会や会議を通して充実に努めます。数値目標としては、多職種での医療介護の連携による研修会を実施してきており、今後も受講者を拡充し市内全域のスキルアップに努めます。

次に、４７ページ、「認知症施策の推進」では、昨年６月に国から認知症施策推進大綱が示されたことにより、４つの柱を軸に施策を展開していきます。計画における数値目標では、認知症サポーター及びフォローアップ・ステップアップ講座の受講者延べ人数を目標値に掲げております。また、認知症サポーター養成講座修了者の活躍の場として認知症施策への協力延べ人数も目標値に掲げております。

お配りしております計画書（案）では、こちらが「認知症サポーターの認知症施設への協力数」となっておりますが、正しくは「認知症サポーターの認知症施策への協力数」に訂正させていただきます。申し訳ございません。

次に、４９ページ、「家族介護者への支援」では、在宅支援、施設支援と合わせて重要な支援として家族介護者支援を掲げております。展開していく施策としまして、これまでも認知症家族会ゆりの会・認知症カフェ、また、職能団体との連携で行う家族介護者教室なども実施しておりますが、今後も家族介護者当事者の意見を忠実に受け止め、ニーズを分析し、施策に繋げてまいります。

次に、５０ページ、「権利擁護の推進」では、高齢者の虐待対応をはじめ成年後見制度・地域福祉権利擁護事業を推進しておりますが、更なる周知啓発が課題であることから、数値目標としまして、平成３０年度から始めております権利擁護の普及啓発後援会の受講者延べ人数を掲げております。

次に、52ページ、「安心安全のまちづくり」についてですが、昨今の自然災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、新しい生活様式での避難所対策、また、避難行動要支援者登録制度を推進し、安全確保につながる仕組みを目指します。数値目標といたしまして、避難行動要支援者の登録者数を掲げております。

次に、58ページ、「介護予防の充実」では、通いの場として脳トレ元気塾、お気楽貯筋クラブ、脳力アップ塾などの一般介護予防事業をはじめ、令和元年度より取り組んでおります「10の筋トレ」は住民の皆さんが自発的にグループを作り、活動時間や場所を取り決めて行っております。既に11団体が立ち上がっており、今後も拡充に努めてまいります。数値目標では、脳トレ元気塾、お気楽貯筋クラブをはじめとする一般介護予防事業の延べ人数、よろず健康教室の回数と参加者延べ人数、及び住民主体による通いの場として、「10の筋トレ」の立ち上げ団体数を掲げております。高齢者保健福祉計画までの説明は以上でございます。

委員長

何か質問等ありますか。

委員

P34からですが、前期計画の取り組みにおける評価ということで、課題があげられていますが第8期の中で施策にどのように反映しているのかが分かりづらいです。第8期で新たに立ち上げた施策や、さらに強化すべきものなど分かりやすくした方がいいと思います。

事務局

どういった課題があって、どの施策に繋がっているのかが計画上分かりづらいので、少しまとめたものを計画の中に示していきたいと思います。

また、新しい取り組みのものには下線を引くなど、今まで取り組んだものと区別できるような記載をしたいと思います。

委員

P29～P33の各リスクの単位がわかりません。

事務局

単位は%です。単位表記が抜けてましたので追記させていただきます。

委員

地域の特徴を知るためには、数字はとても大切だと思います。私の方からは2点あります。1点目は、きよせ信愛地域包括支援センターの利用者数は202名とありますが、定員は250名ですが、48名の差はなんですか。2点目です。P9の地域包括支援センター別の世帯状況で、高齢化率は施設に入っていれば割合が高くて当たり前ではないでしょうか。本当の在宅で1人暮らししている方の数字なのか、市が地域のニーズをつかめているのか気になってしまいました。

事務局

質問1については、センター別の人数は清瀬市の給付実績でみております。市外から入っている方もいるため、定員とは異なる数字となっています。

委員

P68はなぜ参考がついているのか分かりません。また、リハビリテーションサービスについての記載がなぜここなのか分かりません。

事務局

P68の参考はとらせて頂きます。第8期から令和7年、22年度のリハビリテーションサービスの供給体制を地域で整えていくために計画のP68に記載させて頂いております。

委員

人材不足の原因としてなにが原因なのか、現場の声を聞くアンケートをやってもらいたいと思います。

事務局

人材不足の状況として、求人募集をしても人が集まらず、介護職全体として人が集まらないと感じております。職についたとしても専門的なスキルや知識をつける前に辞めてしまう傾向があります。市としては、毎年行っている「はじめの一步研修」の実施にあたって、介護事業所の職員と市の職員とでプロジェクトチームを立ち上げて、研修の内容を昨年度から議論をしております。そこから事業所の意見や声を聞いていければと考えております。

委員長

他に質問ございますか。なければ「第8期介護保険事業計画(案)」に進みたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

第8期介護保険事業計画(案)について説明をさせていただきます。資料62ページ「第5章 第8期介護保険事業計画」をご覧ください。

まず、62ページでは65歳以上の被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計を記載しておりますが、推計の説明に修正がございます。まず、被保険者数ですが、令和3から5年度は21,000人台とすることが見込まれます。と記載しておりますが、今後の推計としては、令和3年度までは21,000人台ですが、それ以降は令和7年度までやや減少傾向となり、令和8年度以降は再び増加し、令和22年度には22,882人になると推計しています。また、その下の要支援・要介護認定者数は、令和3年度より4,000人台に達し、と記載しておりますが、こちらは令和7年度には5,000人に達する見込みです。という記載に修正したいと考えております。申し訳ございません。

次の63ページでは、日常生活圏域と地域包括支援センターの役割や活動について記載しております。日常生活圏域は、これまでも1圏域として設定しており、第8期においても引き続き市内全域を1圏域とし、サービス提供やケア体制の整備・充実に図ってまいります。

資料65ページ、66ページでは、居宅サービスの1月あたりのサービス量を、介護予防サービスと介護サービスに分けて記載しております。なお、今後のサービス見込量については、現在見込量を算出している最中でございますので、次回の評価策定委員会で数値をお示ししたいと思います。また、このページ以降にも各サービスの見込量を記載する表がございますが、各サービスとも現在見込量を算出している最中でございますので、次回の評価策定委員会にてお示しさせていただければと思います。

次に、資料67ページでは、施設サービスとして3施設の説明を記載しております。69ページでは第8期計画期間中の介護保険施設の整備計画を記載しておりますが、8期中に新規で整備する予定はございません。その他の地域密着型施設等の整備計画は後ほどご説明いたします。

次に、資料68ページで、要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する取組を記載しております。これは、介護保険事業計画において要介護者に対するリハビリテーション提供体制に関する取組や目標を設定することが求められていることから、今回計画の中に記載をしたものです。なお、施設サービスの説明の真ん中に

リハビリの取組が入ってしまっておりますので、ページの順番については、68ページと69ページを入れ替えさせていただきたいと思います。

資料70ページ、71ページでは、地域密着型サービスの説明を載せております。

次に資料72ページですが、こちらで地域密着型サービスの整備計画を記載しております。第8期計画期間中に整備を予定しているものとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1事業所、認知症対応型通所介護事業所を2事業所、小規模多機能型居宅介護事業所を1事業所、定員としては29人、グループホームを1事業所2ユニット、地域密着型特別養護老人ホームを1事業所、定員29人、地域密着型通所介護事業所を新たに6事業所、計画において整備を考えております。これらは主に、今期計画においても整備を検討していたものとなっております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所やグループホームは、地区によっては高齢化率が非常に高いことや、家族介護者の負担軽減を図る観点から重要であると考え、引き続き整備計画に盛り込んでおります。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームについても、特別養護老人ホームの待機者数は年々減ってきているものの、やはり入所希望で現在待機している高齢者が多くいることから、一定のニーズはあるものと考え、整備を検討していきたいと思います。

次に、資料73ページ以降では地域支援事業の説明と各事業の取組を記載しております。

78ページから86ページまでは、介護保険料の設定について記載をしております。介護保険事業計画毎の保険料の算出に当たっては、3年間の介護保険サービスに係る介護保険事業費の総額に第1号被保険者の負担割合（今期では23%）を掛け、これを第1号被保険者数、65歳以上の高齢者数で割って一人当たりの介護保険料基準額を決定いたします。

来年度以降の介護保険サービス費を見込むにあたり、今年度のサービス費の状況について触れさせていただきたいと思います。

まず、居宅サービス費ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、福祉用具貸与や特定施設入居者生活介護を除き、3月から5月まで利用者や回数が減ったことから、サービス費も15%程度減少しておりました。緊急事態宣言が解除された6月以降は、利用状況は例年並みか、それを超えるまでに戻ってきており、今年度の居宅サービス費の決算見込みとしては昨年度と同額程度になると考えております。ただし、今月に入り再び新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考えると、再びサービス利用を控える状況が出てくる可能性もございますので、このことについては今後も注意して動向を見ていきたいと思います。

施設サービス費については、ほとんど新型コロナウイルス感染症の影響を受けておらず、近隣市も施設整備が進んできていることから、サービス費は年々増加傾向となっております。

次に、地域密着型サービス費では、やはり新型コロナウイルスの影響により3月から5月まで利用控え等からサービス費の減少がありましたが、10月時点では概ね例年並みに戻っているという状況です。こちらも、現在のいわゆる第3波の影響を注意してみていきたいと思えます。

以上のことから、来年度以降の介護サービス費については、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しなければならないものの、概ね例年並みの伸び率で上昇していくと考えております。

この介護保険料の設定にあたっては、次期計画に向けての介護報酬改定の内容がこれから国から示されること、及び清瀬市の級地区分が年末辺りに示される予定であることから、介護保険料の金額や所得段階の区分等は年明けの1月中に決定していくことと予定しております。

今後のスケジュールを考えると、委員の皆様と一緒に検討し、決定するということが困難でございます。このため、今期計画と同じく、保険料は事務局と委員長に一任し、決定したいと考えておりますので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。

次に、資料87ページから89ページでは、「介護保険事業を円滑に推進するための施策」として、自立支援、重度化防止の取り組み、介護給付の適正化計画、事業所に対する指導等、利用者の保護、介護離職防止及び事業所に対する支援及び連携という6つの取組について記載しております。

最後に、資料90ページ「介護人材の確保及び質の確保、定着支援」では、介護人材の確保、定着に向けた5つの取組について記載しております。

「(2) 介護の仕事の魅力発信」では、介護の仕事の社会的評価を高めるために新たに介護職員の表彰制度の導入を企画します。

また、人材確保にあたっては「就業」と「定着」の2段階に分けて支援を行うことを考えています。就業支援では介護の仕事に関心を持つ方が相談できる機会を増やすために、雇用・就業支援機関と連携した取組を行います。定着支援では、初任者向けの研修やブラッシュアップ研修等の実施により、介護職員が働きながら知識や技能を向上させ、専門性を高めながら働き続けることができるよう支援していきます。

以上で、介護保険事業計画(案)の説明を終わります。ご意見等賜りますようお願いいたします。

委員長

何か質問等ありますか。

委員

質問1：地域密着型サービスを増やす計画ですが、事業者や職員の確保は出来る見通しはありますか。質問2：労働者が足りない場合は、外国人労働者も視野に入れなければいけないと思いますが、どうお考えなのか。

事務局

P72をご覧ください。質問1については既存の事業所に24時間対応の訪問サービスをお願いしています。地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては第5期計画から持ち越しになっています。当時はなかなか事業者の方も手を出しにくく、持ち越しになったという背景がございます。グループホームは6期に整備率が上がったので一度中止しましたが、都から認知症が増えている状況で、グループホームは非常に有効なサービスのため整備計画を要請されまして7期から復活しました。しかし、グループホームの現状を見ますと、新規のグループホームを作ると既存の事業所に影響が出るという事で、実際は計画から見送らせてもらいました。8期で計画から落としてしまうと全体の整備ができなくなってしまうので、市としては既存の事業所の実績を見ながら計画には入れたいと思っております。質問2について、介護人材不足は非常に大きな問題ですが、市としても引き続き声をあげていきます。また、市民懇談会では小規模特養がずっと見送られている状況を取り上げられまして、事業者側のせいにしていいものなのかという声もありました。そういった声をこの委員会に届けてほしいという事を言われましたので、この場でお伝えさせていただきます。なお、庁議という会議の中で、市としては地域密着型サービスの計画を引き続きいれたいとお話しさせていただいたなかで、市長・副市長からは計画に位置付けるのであれば3か年の中で必ず事業所の状況を見ながら公募を行うこと、応募の有無、応募があれば応募してきた事業者の質をしっかりと見極めて判断をすること。第9期に持ち込んで変な期待を持たせるのではなく、一度整理をなささいというお言葉を頂いております。

委員長

ありがとうございます。ほかに質問はありますか。

委員

P69の特養は市外も入ってますか。

事務局

市外も入っています。

委員

コロナで利用の控えがあったので保険料が下がっているという説明がありました。それは現状間違えではないと思いますが、利用控えの前に事業側がコロナ対策でサービスの停止を行っておりました。そう考えると全てが利用控えではないかと思います。一方、特養の職員やヘルパーという事業はコロナであってもサービスの停止や縮小することが出来ず、かなり重い責任を抱えていると思います。この内容が組み込めるかは分かりませんが、この現状を計画に記載して頂きたいと考えております。

委員長

すべて利用控えではなく、事業所のサービス停止など市はどこまで把握しているのでしょうか。

事務局

デイサービスでそこを利用している方がコロナに感染して、感染拡大を防止するために1週間程度お休みされた事業所がありました。介護予防通所リハビリテーションについては事業所がしばらくお休みするという事で長期間お休みされておりました。こちらにつきましては入所施設が併設されてましたので、入所されている方に感染が広まっただけとはいけないという事で、お休みをされておりました。地域密着型通所介護、定員18名以下の小規模なデイサービスですが、こちらはコロナ対策がそこまで出来ないという事でお休みされた事業所が1、2カ所ございました。清瀬市内の事業所はずっと休業している事業所はなく、感染対策を行いながら頑張ってサービス提供をさせていただいております。

委員

居宅事業所やデイサービスも人材が不足していると感じますが、ケアマネジメント不足について、市としてはどうお考えでしょうか。

事務局

人材不足は大きな課題だと思っております。P3に記載しておりますが、AIやICT・ロボットのケアプランを検討している市町村もありますので、清瀬市でも色々と研究を行っていききたいと思っております。

委員

P2の2-①のさらに～のところは具体性が欠けていると思います。また、P3の⑦について感染症に対する記載が少ないと思います。

委員

ロボットやICTの研究も必要だとは思いますが、実際の現場では市に提出する書類の作成などに非常に労力を使うことが多いので、提出書類等の効率化を検討していただけるといいのかなと思います。

委員

アンケートの内容で「これから市に力をいれてほしいと思うもの」の結果では、家族の介護負担の軽減が48.3%を占めているという結果が出ています。これを見ると介護負担が結果的に離職に繋がっているのかなと感じております。P89の(5)介護離職防止というところをケアプラン点検で離職をして介護をしている方がいらっしゃれば、どんなケースで離職に繋がっているのか直接意見を頂けると思うので、介護離職防止対策として繋げていけるのかなと思いました。

委員

P90の介護人材の文章ですが、緊張感がないと思います。P28の介護職員処遇改善を受けていない事業所もあると思います。

委員

質問1：P72 地域密着型サービスの整備計画について、実際に特養の待機者やグループホームに入居したいけど入れずに待っている方がいるのか、具体的な数字を教えてくださいと思います。質問2：16の認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ・Ⅱ以上の割合の表で、Ⅰ以上とは自立とⅠの範囲でいいのか、Ⅱ以上はⅡ～Mの範囲でいいのでしょうか。

事務局

まず待機者の数ですが、特別養護老人ホームの待機者数は平成31年4月1日が直近の調査で183名、要介護3以上の方で159名です。平成28年4月1日では233名ですので、減少している状況です。グループホームは、令和元年に初めて独自に調査をしまして10名でした。認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ・Ⅱ以上の割合の表ですが、Ⅰ以上とはランクⅠからMで自立は含めません。

委員

コロナによって会社の倒産など離職した方が多く人材の動きが変わってきていると思います。介護職は専門的な知識が必要な仕事なので、いかに一般の方を取り込めるか、就職しやすい仕組みを作っていかなければいけないと思います。例えばオンラインで研修を行うなど、市が支援してヘルパーの資格の費用を負担するなど機会を与えてはどうかと思います。

委員

特養の人材を交換して研修を行ったりしておりますが、質の向上を図るための取り組みが必要だと思います。

委員

清瀬市の特養は仲良しで、40年近く共に勉強したり人材交流を行うなど全国的にみても珍しいと思います。今年はコロナの関係もあり12月からオンラインで各施設交流をしております。私からの要望としては、事務費の削減を目標に掲げることと、本当に必要な申請書類等をまとめたり、印鑑をなくすなど効率化を図って欲しいです。また、今の施設をいかに維持していくか考えることも大切かと思います。

委員

人材不足はこの計画の根底にあると思います。ボランティア活動では、高齢化もあります。コロナ禍でボランティア活動をやめたいという声もでております。また、P53の敬老大会という項目が少し寂しいなと感じます。サロン活動や参加者、関わる人など何か違う指標があった方がいいと思います。

委員

若年性認知症が増えている状況で具体的に考えていかなければいけないと思いますが、計画性が少ないと思います。市としてはどうお考えでしょうか。

事務局

若年性認知症は大きな課題だと考えております。計画の中に具体的に示せなかったのですが、色々対策や具体的な内容を書き込めるか検討しながら示していきたいと思っています。

委員

認知症サポーター養成講座を受けてどう活用できるのか、何か得があるのか受講後どのような活動が可能なのかがわかりにくいと思います。受けてからどのように活動すればよいのかわからないです。

事務局

認知症サポーター養成講座を受けて、その後ステップアップ講座を受けて頂いてるのですが、その後の動きが弱いので方向性を作っていきたいと思っております。

委員

サポーター養成を受けてきた先輩方はこのような活動が出来ているなど示して頂けると動きやすくなるかと思えます。

委員長

成功している取り組みだと新宿区は、新宿区の社会福祉協議会の方でステップアップ講座を終えた人だけが受けられる講座を準備してボランティアに繋げているそうです。ただ、講座だけをやるのはあまり意味がなく、最終的には後押しするコーディネーターがいないと、やりっぱなしになってしまいます。研修しただけにならないように、人と人をつなぐものを作っていけないといけないと思います。

委員

P90(2)表彰は清瀬市だけで公的なものだと考えていいのですか。対象者はどういう人なのか具体的にした方がいいと思います。

委員長

色々なご意見が出ましたけれど、P90は充実しないといけないところだと思います。事業所が頑張ってくださいで誤魔化しや丸投げは出来ないのです、市として人材確保や人材の定着はここまでやりましたなど計画にいれないといけないと思います。また、コロナの状況が続くとした場合に、市としてどう動けるのか示していかなければいけないと思います。ご意見をたくさん頂いている中で、計画の内容を明確にして頂きたいと思います。

他、ご意見はよろしいでしょうか。それでは、事務局から連絡事項お願いします。

5. その他連絡事項

事務局

議事録につきましては、内容をご確認頂きまして記載事項にご意見等ございましたら11月30日までにご連絡をお願いします。

第4回策定委員会の連絡

日時：令和3年1月27日（水） 15時からアミューホール7F

6. 閉会

事務局

これで本日予定していた議事は全て終了いたしました。これにて第3回評価策定委員会を閉会致します。

本日は長い時間お疲れ様でした。皆様お気をつけてお帰り下さい。